

母子生活支援施設「目黒区みどりハイム」における次期指定管理者選定にあたっての基本的な考え方等について

1 現状及び経緯

母子生活支援施設「目黒区みどりハイム」については、現在、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団を指定管理者として運営管理を行っているが、その指定期間が平成31年3月31日をもって満了を迎える。

これまでの経緯は次のとおりである。

平成2年4月1日

管理業務を社会福祉法人目黒区社会福祉事業団に委託。

平成4年4月1日

名称が、東が丘母子寮から、東根荘に改称される。

平成10年4月1日

児童福祉法の改正により、母子寮から母子生活支援施設となる。

平成17年4月2日

新築されたことに伴い同地に移転し、名称が目黒区みどりハイムと改称される。

平成18年4月1日～平成21年3月31日

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団を指定管理者に指定

平成21年4月1日～平成31年3月31日

引き続き、同事業団を指定管理者に指定。

2 母子生活支援施設とは

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に定める施設であり、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

平成29年4月1日現在、東京都内には公設民営16箇所、民設民営18箇所、合計34箇所の施設があり、いずれも社会福祉法人が運営を行っている。

そこでは、単に住居を提供するだけではなく、入所者個々人の事情に合わせて、自立の促進のための資格取得の援助、求職活動の支援、DV被害に対する専門的な相談、母子に対する心理療法などの対応が行われ、入所者と施設職員の関係性が非常に強い施設であるという性格がある。

また、緊急の保護を必要とする母子のシェルター的な役割として、緊急一時保護も行っている。

さらに、退所者についても、退所後の住所地の関係機関と連携して相談その他の支援を行っている。

3 基本的な考え方

目黒区の「指定管理者制度活用の基本方針」【平成 20 年 5 月 15 日（「参考資料」参照）】によると、指定管理者の選定に当たっては民間のノウハウ、活力を活かすことが効果的であるということから、原則、公募により選定することとしている。

しかし、指定期間の満了を迎える施設の中には、同一の指定管理者を引き続き選定することにより、より高い効果が期待でき、事業の継続性や安定性が発揮され利用者サービスが向上する場合もあることから、上記の基本方針では、特例として公募を行わず継続して選定することも認めている。

「目黒区みどりハイム」の指定管理者については、これまでの経緯、業務の性格などを勘案し、また、4 に記載する理由などにより、公募の特例により、目黒区社会福祉事業団を継続して選定する方向で、手続きを進めることとする。

4 公募の特例とする理由

母子生活支援施設は、2 母子生活支援施設とは、において述べたように、単に住居を提供するだけではなく、DVなどの理由による離婚、情緒不安定など様々な課題をかかえる母子家庭に対して、生活の支援をしながら、日常的にも精神的にも自立に向けた援助をしていく施設である。

そこでは、自立支援のための計画を策定するとともに、DV 被害に対する専門的な相談、母子に対する心理療法、自立のための資格取得の援助、求職活動の支援、住まいの確保のための援助、子どものケアなど、入所者個々人の実情に合わせた様々な計画的・継続的な支援が行われている。

そのため、入所者等との信頼関係を確保できる体制など、事業の継続性や安定性、計画性が強く求められる。

また、入所者に対する支援に止まらず、退所した者に対して相談や援助などの支援を行うことも重要な役割とされていることからも、事業の継続性などを確保する必要性が高い。

これらのことから、公募の特例とするものである。

5 これまでの運営評価

次のとおり、目黒区社会福祉事業団は、これまで毎年度実施してきた運営評価において、「良」（必要な水準を超えている）という総合評価を得ている。

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
良	良	良	良	良	良	良	良

あわせて、同事業団は、下記に記載のとおり、これまでの指定期間において、評価できる実績（例示）を残している。

これらのことから、利用者のサービス向上がこれまで以上に期待されると

ころである。

- 利用者アンケートで、「安心して暮らしている」と回答している入所者の割合が8割以上と、毎年度、高い数値を示している。
- 施設利用者と職員との距離を縮めていくために「笑顔のコミュニケーション」を心がけ、継続して、利用者との信頼関係を深めることに努めている。
- 専門的な研修を充実させ、職員の能力向上を図っている。
- 「子ども会議」、「夕食会」を開催するなどして、子どもとの関わりを大切にしている。
- 適時・適切に補助保育を実施するとともに、施設退所後の子どもに対して行事等への参加を呼びかけ、アフターフォローを行っている。
- 対応が困難な利用者への粘り強い対応で円満な退所へと導くとともに、退所後も丁寧なフォローを行っている。
- 福祉サービスの第三者評価を3年毎に受けしており、利用者サービスの向上につなげている。

6 指定管理者が管理する業務の範囲及び指定期間

(1) 管理業務の範囲

目黒区立母子生活支援施設条例第5条の2に規定する管理に関する業務

- 利用者の生活指導、保健衛生その他の処遇に関する業務
- 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

業務の細目を別途定める。

次の業務については、区が自らの責任と費用において実施する。

- 利用者の決定（入所・継続・退所）
- 施設の目的外使用許可
- 施設の計画修繕、改造、増築、移設業務

(2) 指定期間

平成31年度から10年間とする。

7 評価組織及び評価の視点

(1) 評価組織

これまで、毎年度の運営評価を行ってきた「子育て支援部指定管理者運営評価委員会」※を活用し選定評価を行う。

※子育て支援部指定管理者運営評価委員会の構成（予定）

子育て支援部内部課長6名、児童福祉に関する外部有識者（大学の教員）2名、経営状況に関する検証を行う外部有識者（公認会計士）1名

(2) 評価の視点

- これまでの指定期間中の運営評価結果の状況
- 施設の事業内容の特性から求められる要素（継続性、安定性、計画性など）の重要度
- 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果
- その他、施設の実情に応じ判断する上で必要な事項

8 主なスケジュール（予定）

平成30年6月	文教・子ども委員会に母子生活支援施設指定管理者制度実施方針（案）を報告
7月～8月	指定管理者運営評価委員会を活用した評価・選定
9月～10月	候補者決定 仮基本協定の締結
11月	平成30年第4回区議会定例会に指定管理者の指定議案を提出 指定管理者の指定
平成31年3月	基本協定の締結

以 上

参考資料

指定管理者制度活用の基本方針（平成 20 年 5 月 15 日）より抜粋

◆ 公募の特例（「指定管理者制度活用の基本方針」4（4））

既に指定管理者制度を導入し、指定期間の満了を迎える施設の中には、同一の指定管理者を引き続き選定することにより、より高い効果が期待でき事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上する場合もある。そうした場合に限り特例として公募を行わず、継続して選定することも可とします。

継続する場合は、指定期間満了を迎える前の適切な時期に上記（3）の選定体制を準用した評価組織を設置し、以下の事項について総括的な評価を行い、その結果に基づき決定します。

- ① 指定期間中の運営評価結果の状況（利用者満足度の状況を含む）
- ② 施設の事業内容（人的サービス中心、事業企画中心など）の特性から求められる要素（安定性、継続性、計画性など）の重要度
- ③ 次期指定期間中の事業計画、收支予算計算の評価結果
- ④ その他、施設の実状に応じ判断する上で必要な事項

なお、継続して選定する場合はその理由を明らかにし、透明性の確保を図ります。

◆ 管理業務の範囲（「指定管理者制度活用の基本方針」5（2））

施設ごとに実施する事業を明確にし、指定管理者が行う管理業務の範囲を定めます。また、これに基づき、詳細な仕様を作成します。

◆ 指定期間（「指定管理者制度活用の基本方針」5（3））

指定期間については、施設で実施している事業内容に応じた適切な期間としていく必要があります。区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、指定期間は 5 年を原則とします。

ただし、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設については、10 年までの範囲で適切な期間を設定することも可とします。